

それ、サービスでやっても 違法です。

※行政書士法違反の判断は、司法機関（裁判所等）が行います。

他人の依頼を受け「会費」「手数料」
「コンサルタント料」「商品代金」等の
いかなる名目によるかを問わず報酬を得て
業として①官公署に提出する書類
②権利義務に関する書類、③事実証明に
関する書類を作成すると

- ※1 ①～③の書類には、電磁的記録を含みます。
- ※2 ③の書類には、実地調査に基づく図面類を含みます。
- ※3 他の法律に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

行政書士法違反として、違反した者は1年以下の拘禁刑又は
100万円以下の罰金に処せられ、その者が所属する法人又は人には
100万円以下の罰金刑が科されます。

まずは行政書士に相談を！

和歌山県行政書士会 会員検索

検索



和歌山県行政書士会田辺支部

和歌山県西牟婁郡白浜町 1474-3
TEL/FAX 0739-42-4697

行政書士
無料電話相談を
行います

日程 令和8年10月5日（月）～10月9日（金）
午前10時～午後4時
田辺支部所属の行政書士事務所にご連絡ください



これらの行為はすべて **違法** のおそれがあります。

補助金

会員の皆様が
役所へ提出される
補助金の申請書は
無料で作成させて
いただきます。

当社で購入いただきましたら、
警察署や役所への申請書は
無料サービスで
作成させていただきます。

中古自動車

私が無料で
作成して
おきますよ！

役所への申請書は、
組合の方が
作成して
くれるのですね。

行政書士

ちょっと、
待って！

行政書士

ちょっと、
待って！

行政書士

ちょっと、
待って！

直接の書類作成費用でない場合でも
「会費」や「コンサルタント料」など、
いかなる名目によるかを問わず
報酬を得て、業として申請書等の作成を
代理することは行政書士法違反の
おそれがあります！

「商品代金」や「手数料」など、
いかなる名目によるかを問わず
報酬を得て、業として申請書等の作成を
代理することは行政書士法違反の
おそれがあります！

無資格で「組合費」など、
いかなる名目によるかを問わず
報酬を得て、業として申請書等の作成を
代理することは行政書士法違反の
おそれがあります！

まかせて安心、行政書士